

一般財団法人大津市勤労者互助会貸付あっ旋事業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人大津市勤労者互助会（以下「互助会」という。）業務に関する規則第3条第2号の規定に基づく貸付あっ旋事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、「取扱金融機関」とは、貸付金の融資を扱う金融機関をいう。

2 この規程において、「保証料」とは、貸付金の貸付を受けた者が、その債務を履行しない場合において、取扱金融機関が被る損害をてん補するため、社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）の保証を受けるための保証料をいう。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、近畿労働金庫（以下「労金」という。）が行う。

(貸付あっ旋)

第4条 貸付資金は、滋賀県及び大津市の融資制度をあっ旋するものとする。

(保証料)

第5条 保証料は「日本労信協」の定めによるものとする。

2 前項の保証料のうち、生活資金の保証料は互助会が負担するものとする。

(貸付あっ旋対象者)

第6条 貸付を受けられる者は、滋賀県及び大津市の諸規程、日本労信協及び労金の定めによるもののほか、会員で次の各号のいずれかに該当する条件を備えた者とする。ただし、事業主及び会社役員並びに団体役員は除くものとする。

(1) 同一事業所に1年以上（住宅資金の場合は2年以上）勤務し、かつ引き続き勤務しようとする者で、会員の資格を取得して6か月以上経過している者

(2) 貸付金の返還が確実であると認められる者

(3) 互助会の会費納入の義務を履行している者

(4) 銀行取引停止処分を受けていない者

(5) 事業主の証明が得られる者

(6) 融資を受けた者の保証人となっていない者

(貸付条件及び貸付限度額)

第7条 貸付条件及び貸付額は、滋賀県及び大津市の規程による。

(貸付の申込)

第8条 貸付の申込を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添え提出しなければならない。

(貸付の決定)

第9条 理事長は、前条の申込書が提出された場合は、申込書を滋賀県及び大津市又は労金に送付するものとする。

2 前項により滋賀県及び大津市よりあっ旋決定又は申込を受けた労金は、申込者及び理事長に通知するものとする。

3 貸付が可とされた者は、労金で資金の借り受け手続きを行うものとする。

(貸付の取消し)

第10条 申込者がある資格を欠き、又は貸付条件に反し、又は事実と異なる記載をしたことが明らかとなったときは、滋賀県及び大津市と労金において協議のうえ、その申込を取消し、又は貸付金を返還させることができる。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この貸付あっ旋事業規程は、互助会の設立許可があった日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年10月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。